

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.12.3

SBI Asset Management

Dalton Investments

Japan Asia

SBI ダルトン日本アジア・アクティビストファンド

追加型投信／内外／株式

本ファンドは、特化型運用を行います。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本・ アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会*のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

*2026年4月1日付けで、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI ダルトン日本アジア・アクティビストファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月17日に関東財務局長に提出しており、2025年12月3日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:6兆7,145億22百万円

※2025年8月末現在

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

●ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として「SBI ダルトン日本アジア・アクティビスト*・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に日本企業を中心に、アジア企業にも一部投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざします。

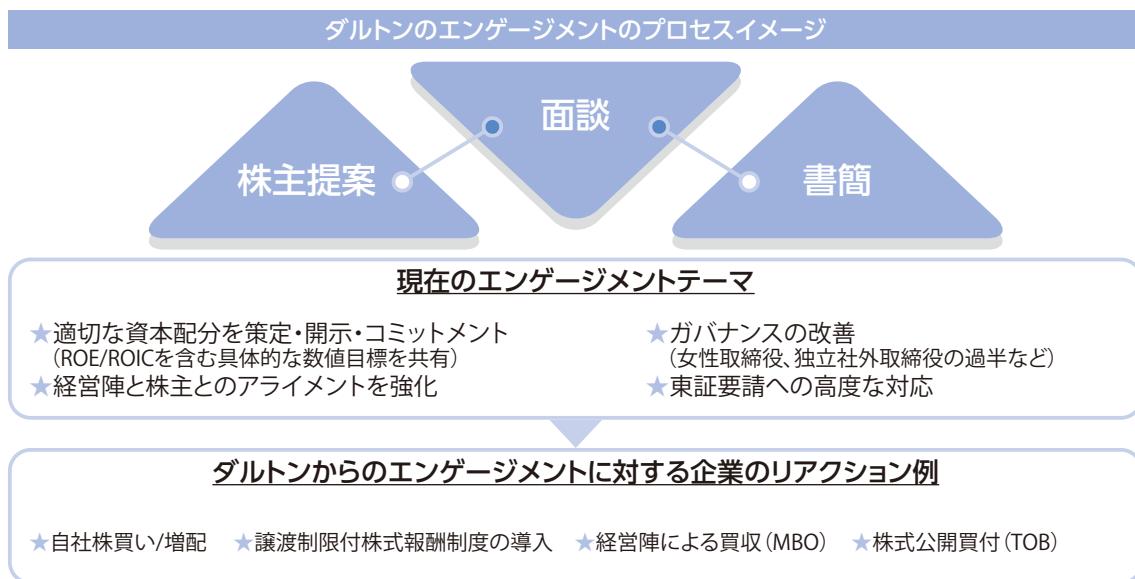
*金融・投資の分野で「アクティビスト」とは、企業の株式を取得し、経営に対して積極的に働きかける投資家を意味しています。

※株式にはDR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表す証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。

※日本以外の実質投資対象の国/地域については、口座開設等、各種事務手続きが完了次第、投資を開始することとします。

ファンドの特色

- 1 株式(DR等を含みます。)への実質的な投資にあたっては、ボトムアップアプローチによる企業の財務分析や資本配分政策、経営陣との面談等による銘柄分析を通じて、事業の競争力・キャッシュフロー創出力に優れながら、本源的価値と株価の乖離が大きい銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。
- 2 実質組入銘柄の企業に対して、エンゲージメント(対話)や提案を通じて企業価値の中長期的な向上を促します。
- 3 マザーファンドにおける運用に関する権限の一部をダルトン・インベストメンツ・インクに委託します。



投資先企業とのエンゲージメント(対話、提案)を通じて、企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上、株価適正化に働きかけを行います。

※なお、実質組入銘柄については、企業の成長性のみに着目した選定を行う場合があります。

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

本ファンドは特化型運用を行います。

- ・一般社団法人投資信託協会は、「信用リスク集中回避のための投資制限」を定めており、投資対象にファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える、又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するものを特化型としています。
- ・本ファンドは、実質的に投資する日本企業を中心に、一部アジア企業の特定銘柄について、ファンドの純資産総額に対する投資比率が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在する場合があります。したがって、これら銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

■ 運用プロセス

投資にあたっての着目点

Good Business

(優良企業・ビジネスへの投資)

強固なキャッシュフロー、堅実な財務体質、競争優位性、ESGの徹底



Margin of Safety

(割安度/安全域の大きい銘柄を追求)

本源的価値と大きく乖離している割安な銘柄に投資



Alignment of Interest

(経営陣と株主の利害一致)

オーナー経営者/マネジメントと少数株主の利害一致が見込まれる企業、または利害を一致させる機会のある企業を選定



Strong Track Record

(資本配分の優れた実績)

資本効率の高い経営実績と少数株主利益重視の確かな実績



運用プロセス

スクリーニング

投資基準に基づく
独自のスクリーニング

企業/業界分析、企業訪問

アナリストによるデューデリジェンスおよび
企業との対話を実施

ESG分析

ESG担当者による独自のレビュー

経営陣との面談&社内検討

運用チームによるレビュー、投資目的の検証、
経営トップとの面談

ポートフォリオ構築

運用者による銘柄およびウェイト推奨



エンゲージメント(対話) 必要に応じて、投資先に積極的に関与

出所:ダルトン・インベストメンツの資料をもとにSBIアセットマネジメント作成

※上記は、今後変更になる場合があります。

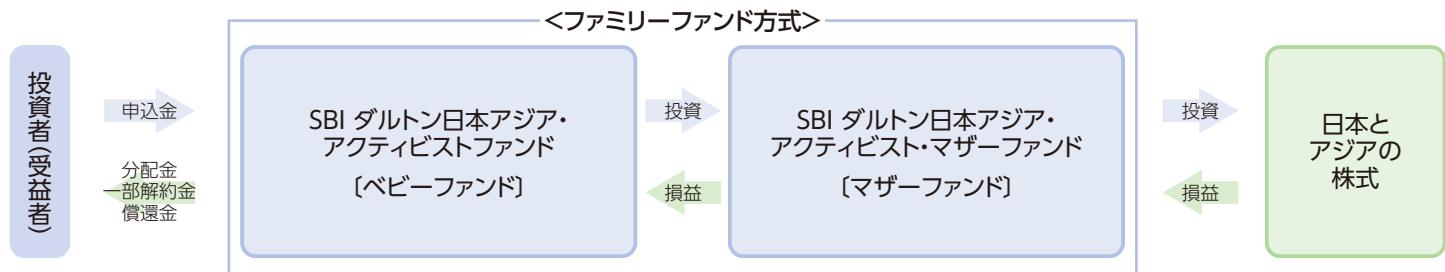
ダルトン・インベストメンツ・インクとは

ダルトン・インベストメンツ・インクは、株主としての責任と長期的な価値創造を重視する独立系投資運用会社です。日本を中心としたアジアの株式市場において、徹底したリサーチと建設的な対話を通じて企業価値の向上に取り組むエンゲージメント・スペシャリストとして活動しています。2025年6月末時点で約54億米ドルの資産を運用し、株主民主主義の発展と健全な資本市場の形成に貢献することを使命としています。長期的な視点と厳格なリスク管理を基盤に、機動的かつ責任ある投資判断を行い、持続的で質の高いリターンをお客様に提供することを目指しています。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※本ファンドはマザーファンドの運用に関する権限の一部をダルトン・インベストメンツ・インクに委託しており、投資先の選定および議決権行使は、同社が行います。

SBIアセットマネジメント株式会社は投資先企業の議決権を直接保有せず、議決権行使に関与しません。

分配方針

毎決算時(年1回、12月16日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式(DR等を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤デリバティブ取引の直接利用は行いません。

追加的記載事項

マザーファンドの概要

ファンド名	SBI ダルトン日本アジア・アクティビスト・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	日本とアジアの株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①日本企業を中心に、アジア企業にも一部投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ※株式にはDR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表す証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。 ※日本以外の投資対象の国/地域については、口座開設等、各種事務手続きが完了次第、投資を開始することとします。</p> <p>②株式(DR等を含みます。)への投資にあたっては、ボトムアップアプローチによる企業の財務分析や資本配分政策、経営陣との面談等による銘柄分析を通じて、事業の競争力・キャッシュフロー創出力に優れながら、本源的価値と株価の乖離が大きい銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。</p> <p>③組入銘柄の企業に対して、エンゲージメント(対話)や提案を通じて企業価値の中長期的な向上を促します。 ※なお、組入銘柄については、企業の成長性のみに着目した選定を行う場合があります。</p> <p>④運用に関する権限の一部をダルトン・インベストメンツ・インクに委託します。</p> <p>⑤株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>⑥組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑦資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な運用制限	<p>①株式(DR等を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>④デリバティブ取引の利用は行いません。</p>
信託期間	無期限(設定日: 2025年12月17日(水))
決算日	毎年12月16日(休業日の場合は翌営業日)
信託金の限度額	1,500億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、本ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れ有価証券に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ・有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になる等)が生じる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは、2025年12月17日より運用開始予定であるため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド該当事項はありません。
代表的な資産クラス(2020年9月～2025年8月)



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドの運用は、2025年12月17日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指標〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指標は、全て税引前利子・配当込み指標です。

〈各指標の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指標で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指標で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指標で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行っており、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

本ファンドの運用は、2025年12月17日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間收益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

本ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	委託会社が指定する日には、購入・換金(解約)の受付を行いません。
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 *受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年12月3日(水)～2025年12月16日(火) 継続申込期間：2025年12月17日(水)～2027年3月16日(火) *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日：2025年12月17日(水))
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・その他やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年12月16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 *販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,500億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運用報告書	決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 *上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に 3.3%(税抜:3.0%) を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	ありません。	

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬は、①基本報酬と②実績報酬の総額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

①基本報酬

ファンドの日々の純資産総額に**年1.518%(税抜:年1.38%)**を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬=運用期間中の基準価額×基本報酬率+実績報酬

<基本報酬の配分(税抜)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.93%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.42%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の基本報酬には、マザーファンドの株式の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ダルトン・インベストメンツ・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.55%)が含まれます。

②実績報酬

計算日における、前営業日の10,000口当たりの基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に**13.2%(税抜12%)**を乗じて得た額に、計算日前営業日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

実績報酬はファンドの運用実績に応じて委託会社(マザーファンドの運用指図権限の委託先を含みます。)が受領します。実績報酬の配分:委託会社12分の2、マザーファンドの運用指図権限の委託先12分の10

◆ハイ・ウォーター・マークについて◆

ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬は、一定時点毎の基準価額が過去の一定時点における最高値を更新した場合に、その更新した額に対して一定の計算式で実績報酬を受領する仕組みをいいます。

本ファンドにおけるハイ・ウォーター・マークは、次のとおりです。

(i) 設定日: 10,000円(1万口当たり)

(ii) 上記(i)以降:

設定日の翌営業日以降、毎計算日において、実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

<実績報酬にかかる留意事項>

- 日々算出・公表される基準価額は、実績報酬控除後の価額です。したがって、換金される際に、換金時の基準価額からさらに実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されているため、さらに実績報酬が差し引かれるものではありません。

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の**55.0%(税抜50.0%)以内**の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。

信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

運用管理費用(信託報酬)

その他の費用及び手数料

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。

